

タルグレチン[®]を服用される方へ

高額療養費制度 について



2017年8月～2018年7月限定版

はじめに

この冊子では、タルグレチンによる皮膚T細胞性リンパ腫の治療を受ける方に対して、高額療養費制度を活用した時の医療費(自己負担限度額)がどのくらいかかるかを紹介しています。

高額療養費制度では、年齢や所得によって自己負担限度額が異なります。自己負担限度額の計算例も示していますので、ご参照ください。

もくじ

高額療養費制度	3
自己負担限度額と申請方法	4
タルグレチン治療の自己負担限度額	8
さらに負担が軽減される制度	10



高額療養費制度

医療費は、自己負担(患者さんが支払う費用)と医療保険で構成されます。

高額療養費制度では、高額な医療費が過度の負担にならないよう、自己負担に上限が設けられており、制度を利用することで上限を超えた分の支給を受けることができます。

■ 例：70歳未満、年収が500万円の場合(3割負担)



高額療養費制度を利用することで、
 $300,000円 - 212,570円 = 87,430円$ の自己負担で済みます。

高額療養費制度の詳細は、加入されている医療保険(国民健康保険、全国健康保険協会など)、市区町村によって異なる場合があります。

詳しくは、加入されている医療保険の保険者(健康保険証に記載)へお問い合わせください。

自己負担限度額と申請方法

(平成29年8月から平成30年7月診療分まで)

自己負担限度額

自己負担限度額は、年齢と所得により区分されています。

70歳未満

所得区分	自己負担限度額	
	1～3回目	4回目以降*
年収:約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収:約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収:約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収:～約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上

所得区分	自己負担限度額		
	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)	
		1～3回目	4回目以降*
現役並み(年収:約370万円～) 標準報酬月額28万円以上 住民税課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般(年収:156万～約370万円) 標準報酬月額26万円以下 住民税課税所得145万円未満等	14,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円	
住民税非課税世帯Ⅱ ¹⁾	8,000円	24,600円	
住民税非課税世帯Ⅰ ²⁾		15,000円	

※多数回該当の適用(P11参照)

1) 2)以外の住民税非課税世帯

2) 年金収入80万円以下など

申請方法

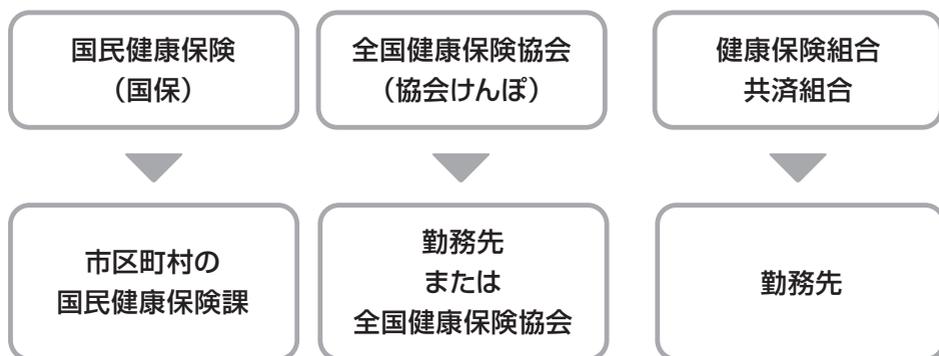
高額療養費制度を利用するには、治療を受ける前に申請する方法と治療後に申請する方法の2つがあります。

事前の申請では、認定証などを病院や薬局で提示することにより、支払い額は、高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。

事前に申請できなかった場合は、病院や薬局の領収書などをもとに申請します。支給は、審査を経るため3ヵ月以上かかります。申請は過去2年までさかのぼって行えます。

また、支給を受けるまでの負担を軽くするため、高額療養費制度による支給額の約8割相当を無利子にて借りられる高額医療費貸付制度があります。

■ 申請窓口



詳しくは、加入されている医療保険の保険者(健康保険証に記載)へお問い合わせください。

自己負担限度額と申請方法

事前申請

70歳未満

住民税課税(所得区分)

住民税非課税(所得区分)

保険者(健康保険証を参照)へ
「限度額適用認定証」を申請

保険者(健康保険証を参照)へ
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」を申請

各認定証を病院や薬局で提示

70歳以上

住民税課税(所得区分)

住民税非課税(所得区分)

申請は不要

保険者(健康保険証を参照)へ
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」を申請

「高齢受給者証」
「後期高齢者医療被保険者証」を
病院や薬局で提示

認定証を病院や薬局で提示

■ 事後申請

病院や薬局の領収書を保管



保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出



審査(3ヵ月以上)



支払い額と自己負担限度額の差額の受け取り

■ 高額医療費貸付制度

保険者へ申請方法を確認し、書類などを提出



高額療養費制度による支給額の約8割相当(貸付額)の受け取り



高額療養費制度の審査後、残余金(支給額-貸付額)の受け取り

タルグレチン治療の自己負担限度額

(平成29年8月から平成30年7月診療分まで)

70歳未満(外来)

所得区分	1日に服用するタルグレチンのカプセル数						
	2カプセル	3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
年収:約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	53,362円	78,543円	103,724円	128,906円	154,087円	179,268円	204,449円
年収:約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	53,362円	78,543円	103,724円	128,906円	154,087円	167,796円 (93,000円)	168,635円 (93,000円)
年収:約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	53,362円	78,543円	80,887円 (44,000円)	81,727円 (44,000円)	82,566円 (44,000円)	83,406円 (44,000円)	84,245円 (44,400円)
年収:～約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	53,362円	57,600円 (44,400円)					
住民税非課税者	35,400円 (24,600円)						

70歳以上(外来および入院)

所得区分		1日に服用するタルグレチンのカプセル数						
		2カプセル	3カプセル	4カプセル	5カプセル	6カプセル	7カプセル	8カプセル
現役並み(年収:約370万円～) 標準報酬月額28万円以上 住民税課税所得145万円以上	外来	57,600円						
	入院	84,109円 (44,400円)	84,948円 (44,400円)	85,787円 (44,400円)	86,627円 (44,400円)	87,466円 (44,400円)	88,306円 (44,400円)	89,145円 (44,400円)
一般(年収:156万～約370万円) 標準報酬月額26万円以下 住民税課税所得145万円未満等	外来	14,000円 (年間上限144,000円)						
	入院	57,600円 (44,400円)						
住民税非課税世帯 ¹⁾	外来	8,000円						
	入院	24,600円						
住民税非課税世帯 ²⁾	外来	8,000円						
	入院	15,000円						

※タルグレチンは30日分の薬価(2016年4月現在)、タルグレチン以外の医療費は、外来では10,000円、入院では500,000円として計算

(): 直近12ヵ月間に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合

1) 2)以外の住民税非課税世帯

2) 年金収入80万円以下など

さらに負担が軽減される制度

世帯合算

同月(1日～末日)、世帯(被保険者とその被扶養者)内で、21,000円以上の病院や薬局への支払いが複数あった場合、合算して計算することができます。この合算した額が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費制度が適用され、差額が払い戻されます。

70歳以上では、外来の場合は個人ごと、外来と入院の場合は世帯ごとで、金額にかかわらず合算して計算します。

■ 例：70歳未満、年収が500万円

同じ受診者で、病院と歯科医院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担30,000円
(医療費:100,000円)

B歯科 自己負担60,000円
(医療費:200,000円)

世帯合算=90,000円
(自己負担限度額:80,430円)
申請により9,570円が払い戻し

同じ受診者で、外来と入院の支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円
(入院) (医療費:250,000円)

A病院 自己負担24,000円
(外来) (医療費:80,000円)

世帯合算=99,000円
(自己負担限度額:80,730円)
申請により18,270円が払い戻し

世帯(被保険者とその被扶養者)内の別の受診者で、病院への支払いが、それぞれ21,000円以上の場合

A病院 自己負担75,000円
(被保険者) (医療費:250,000円)

C病院 自己負担75,000円
(被扶養者) (医療費:250,000円)

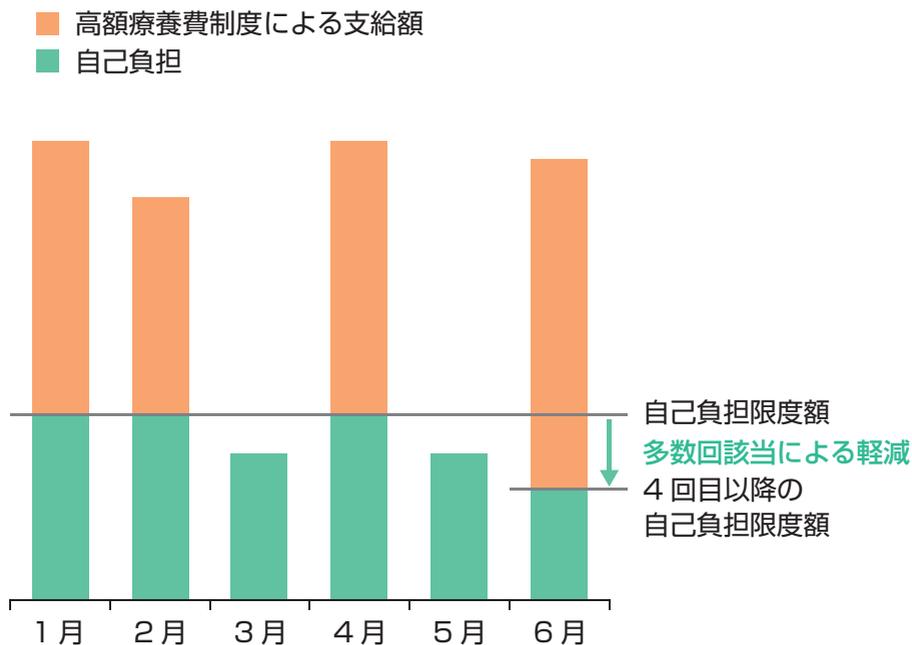
世帯合算=150,000円
(自己負担限度額:82,430円)
申請により67,570円が払い戻し

多数回該当

世帯(被保険者とその被扶養者)で、直近12ヵ月間に高額療養費として支給を3回以上受けた場合、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減されます。

70歳以上の外来、ならびに70歳以上で、所得区分が住民税非課税世帯では、多数回該当は適用されません。

■ 多数回該当による自己負担限度額の軽減例



多数回該当が適用されることにより、
6月からの自己負担限度額が、さらに軽減

タルグレチン®を服用される方へ



上記の冊子「タルグレチン®を服用される方へ」、
きんじょうそくにくしょう
サイト「菌状糸肉症.net (<http://www.ctcl.jp>)」も
是非ご参照ください。

